

經濟論叢

第132卷 第1・2号

経営と家族 (1).....	渡 瀬 浩	1
いわゆる「植民地物産」について (1).....	渡 辺 尚	22
戦後ソ連の工業化と企業組織.....	溝 端 佐登史	48
日本帝国主義形成期における東北開発 構想 (下)	岡 田 知 弘	71
日本工作機械工業の技術発展の統計的分析.....	小 林 正 人	88
戦時金融統制と日本興業銀行.....	西 村 貢	110
書 評		
本山美彦『貿易論序説』	杉 本 昭 七	134

經濟学会記事

昭和58年7・8月

京 都 大 學 經 濟 學 會

いわゆる「植民地物産」について

——本源的蓄積の商品史的検討 (1)——

渡 辺 尚

I はじめに

いわゆる「植民地物産」¹⁾ (Kolonialwaren——以下必要のないかぎり Kw. と略記) という商品分類用語は、ドイツ語圏において今日すでに死語となっている²⁾。それは、かつてこの呼称の下に範疇化されえた一群の商品種が、今日ドイツ語圏の商品体系の中から姿を消してしまった、ということではけっしてな

1) Kolonialwaren の訳語には、「植民地物産」のほか「植民地産品」、「植民地商品」があるが、原語の歴史的語感を近似的に伝えるという点で、筆者は「物産」をとる。しかしこの語の訳出においてより重要な問題は、後出のように、「Kolonial」に「植民地」という訳語を当てることが妥当であるか、という点である。ある意味では、この語を「非ヨーロッパ」ないし「海外」と訳出することも、十分可能なのである (Bruno Volger (bearb. u. redigiert), *Lexikon der gesamten Handelswissenschaften*, Wien u. Leipzig 1907, の“Kolonial”, “Kolonialhandel”, “Kolonialwaren”, “Kolonialwarenhandel” の項目を参照)。Kw. は、わが国において「南蛮物」、「唐物」、「舶来品」といった用語がかつて持った語感に共通するものを持つ。さらにまた、Kw. 概念がある時期以降は事実上食料品に限定されると同時に拡大されていき、植民地物産→(亜)熱帯物産→海外食品→輸入食品→食品一般 (Lebensmittel insgesamt) という転義をとど、**“Kolonial” が事実上意味を失ってしまったことも無視するわけにはいかない (注2) 参照**。それにもかかわらず「植民地物産」という訳語を採用する所以は、本稿の時代的関心が19世紀前半に収斂するからである。というのも、“Kolonie” の用語法もまた一義的ではないものの、19世紀前半期こそこの概念が「植民地」範疇としての規定をもっとも強く受けた時代、と考えられるからである。

2) 西ドイツ、オーストリア、スイスにおいては、*Brockhaus Enzyklopädie*, 17. völlig neubearbeitete Auflage des Großen Brockhaus, Wiesbaden 1966-74; *Meyers Enzyklopädisches Lexikon*, 9. völlig neubearbeitete Auflage zum 150 jährigen Bestehen des Verlages, Mannheim, Wien, Zürich 1971-79; *Duden, Das große Wörterbuch der deutschen Sprache*, Mannheim, Wien, Zürich 1976-81, の“Kolonialwaren” の項目を参照。東ドイツについては、*Meyers Neues Lexikon*, Leipzig 1961-64; 2. völlig neuarbeitete Auflage, 1971-78, の両版ともに Kw. の項目を欠いているが、Akademie der Wissenschaften der DDR, *Wörterbuch der deutschen Gegenwartssprache*, 4. Aufl., Berlin 1978 の Kw. の項目でも、同様のことが確認できる。

い。これらの生産・流通・消費構造と商品体系の中で占める位置との変化が、ある時代にはそれなりの直観性に支えられて有効でありえたはずの、この呼称の下での範疇化を、もはや不適当なものにしてしまったということにほかならない。とはいえ、この複合語の語素が由来するはずの植民地体制そのものが、第二次世界大戦後全面的に崩壊したことにより、植民地および植民政策に関する他の多くの用語と運命を共にした、というわけでもなさそうである。というのは、遅くも第一次世界大戦の頃までに、いわゆる「植民地」という原産地規定が、Kw. 概念の形成要素としてもはや積極的役割を果さなくなっていたようにも思われるからである。語義と実体の介離がある限度を超えて進むと、実務的な通称としても便宜性が薄れ、淘汰の過程を迎えることになるが、それでは、Kw. が通称ではあれ、商品分類用語としての機能をいつ最終的に止めたのか、ということを確認することは容易ではない³⁾。実際のところ、第一次世界大戦を挟む時期においても、資料によってこの用語の取扱いは、とまどいを覚えさせるほどに異っているのである。

たとえば、エルスター他編の『国家学辞典』⁴⁾は4版とも Kw. の項目を欠き、対照的に4版を通して掲載される“Kolonien und Kolonialpolitik”という項目の中でも、Kw. が言及されるのは E. ハセ執筆の第2版⁵⁾においてのみである。第4版における当該項目の執筆者 P. ロイトバイン⁶⁾にいたっては、“wertvolle, überseeische Landesprodukte (Gewürze, Farbstoffe)”という表

3) たとえば、Max Haller u. Werner Hotzel (hrsg.), *Kaufmännisches Handwörterbuch, Nachschlagewerk für das gesamte Wirtschaftsleben und Wirtschaftsrecht in ABC-Ordnung*, in 2 Bde., Berlin 1938, にはまだ Kw. 項目があるが (Bd. 1, S. 564, 「熱帯・亜熱帯の産出物, とりわけ食料・嗜好品 (コーヒー, ココア, 茶, 香料, 米等) の包括的呼称」), 翌年に刊行された, Fritz Schischke (bearb.), *Waarenkunde von Dr. August Oetker*, Bielefeld 1939 (事実上の商品辞典), にはもはや Kw. の項目を見出せないことから, 1930年代末頃を廃語の時点と推定することも一応可能であるが, なお慎重な検討が必要であろう。

4) J. Conrad, W. Lexis, u. L. Elster (hrsg.), *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 6 Bde. mit 2 Suppl., Jena 1890-95; 2. gänzl. umgearb. Aufl., 7 Bde., 1898-1901; 3. gänzl. umgearb. Aufl., 8 Bde., 1909-11; 4. gänzl. umgearb. Aufl., 8 Bde. mit 1 Ergänzt. 1923-29.

5) Ernst Hasse, in: *ebenda*, Bd. 5, 1900, S. 135-247. 「農場植民地 (Pflanzungskolonien) はとくに Kw. と呼ばれるあの奢侈品 (Luxusartikel) の生産に使用される。」

6) Paul Leutwein, in: *ebenda*, Bd. 5, 1923, S. 781-810.

現方法を執り、Kw. という用語の使用を意図的にと思われるほどに避けている。また『国家学辞典』とほぼ並行して刊行され、第二次世界大戦前までに5版を重ねた A. ブーダー（続いて J. バヘム、さらに H. ザハー）編の『国家学辞典』⁷⁾でも Kw. の項目は欠け、J. P. シュナイダー執筆の“Politik, Kolonial”（初版），“Kolonien, Kolonialpolitik”（第2版）の項目⁸⁾で Kw. についての言及があるものの、W. シュバルツ執筆の“Kolonien und Kolonialpolitik”（第3版）⁹⁾では、もはやこれの言及さえ見出せない。さらに、第一次世界大戦直後に編纂され、当時としては最大限の植民地用語が収録されているはずの H. シュネー編『ドイツ植民地辞典』¹⁰⁾にも、小項目主義をとるにもかかわらず Kw. の項目が欠けているばかりか、関連諸項目の記述の中にも Kw. という語は見当らない。こうしてみると、Kw. は少くとも植民地用語としては、この頃までに意義をほとんど失っていたとみなしてもよいようにも思われる。

それでは商品学用語としてはどうだったのであろうか。H. ニクリッシュ編の『経営辞典』¹¹⁾を見ても、初版、第2版ともに Kw. の項目を欠いており、わずかにドイツ執筆の“Handelsmärkte”（第2版）の項目¹²⁾の中で、商品別市場が列挙され、「5. 砂糖市場、6. コーヒー市場」と並べて、“7. *Die Kolonialprodukte, Tee, Kakao, Reis*” が挙げられているに過ぎない。また、第一次大戦後に著された H. ベーシュル『商品学』第2版においても、Kw. は商品分類項目として採用されていない¹³⁾。これに前後して刊行された E. リュ

7) Adolf Buder (hrsg.), *Staatslexikon*, 5 Bde., Freiburg im Breisgau 1889-97; Julius Bachem (hrsg.), 2. neubearb. Aufl., 5 Bde., 1901-04; Ders. (hrsg.), 3. neugearb. Aufl., 5 Bde., 1908-12; Hermann Sacher (hrsg.) の 4. u. 5. Aufl. の両版は参照できなかった。

8) J. P. Schneider, in: *ebenda*, 1. Aufl., Bd. 4, 1895, Sp. 421-57; Ders., in: *ebenda*, 2. Aufl., Bd. 3, 1902, Sp. 618-52. 「[農場植民地]の目的は奢侈品(Kw.)の生産にあるとかれ[ロッシヤー]はみた。」

9) W. Schwarze, in: *ebenda*, 3. Aufl., Bd. 3., 1910, Sp. 298-337.

10) Heinrich Schnee (hrsg.), *Deutsches Kolonial-Lexikon*, 3 Bde., Leipzig 1920.

11) Heinrich Nicklisch (hrsg.), *Handwörterbuch der Betriebswirtschaft*, 5 Bde., Stuttgart 1926-28; 2. Aufl., 2 Bde., 1938-39.

12) Paul Deutsch, in: *ebenda*, Bd. 2, 1939, Sp. 105-8. 砂糖だけではなくコーヒーまでが、“Kolonialprodukte”の範疇から除外されていることに注意。

スト『商品学・工業学』第2版でも、Kw.への言及はなく¹⁴⁾、E.レメノフスキー『一般商品学綱要』¹⁵⁾の序論で、「諸商品は共通の仕入経路によって包括される(Kw.)」という表現で、言及がなされる程度である。Kw.は商品学用語としてさえも、ほとんど意義を失ってしまったかに見える。

ところが、1920年に第7版が刊行されたA.バイティエン等編『メルク商品辞典』¹⁶⁾は、次のような副題、“Beschreibung der im Handel vorkommenden Natur- und Kunsterzeugnisse unter besonderer Berücksichtigung der chemisch-technischen und anderer Fabrikate, der Drogen- und Farbwaren, der Kolonialwaren, der Landesprodukte, der Material- und Mineralwaren”を掲げており、Kw.が依然として重要な商品分類用語であることを示唆している。また、同年に第5版が刊行されたG.オーブスト編『商人読本』は、第3章、商業学で商品取引の分類を行っているが、その第四番目に“Kolonialwarenhandel”を掲げ¹⁷⁾、次のような注目すべき指摘さえ行っているのである。す

- 13) Viktor Pöschl, *Warenkunde*, 2. neubearb. u. verm. Aufl., 2 Bde., Stuttgart 1924. これにより、当時の「ドイツ関税率表」に小分類として、“Kolonialwaren und Ersatzstoffe für solche (Zollt. Nr. 61-67)”が1-Aに挙げられていることが分かるが、ペーシュル自身はこの商品分類に批判的である。かれの商品分類において特徴的なことは“Droge”概念を重要視すること、Gewürzdroge, Arzneidroge, technische Droge, Riechdroge, Braudroge, Räucherdroge等の用語が多用される。なお、戦前刊行の初版は参照できなかった。
- 14) Ernst Rüst, *Warenkunde und Industrielehre*, 2. Aufl., Zürich u. Leipzig 1926. 1920年刊行の初版は参照できなかったが、第2版への序言によると基本的相違はないようである。なお本書で特徴的なことは、「商品学」の「工業学」への拡大を提唱していることで、3部構成の第1部で「工業原料」(Werkstoffe)を論じていることが注目される。
- 15) Ernst Remenovskij (bearb.), *Erdmann-Königs Grundriß der allgemeinen Warenkunde*, 17. bis 19. Aufl., 2 Bde., Leipzig 1925, Bd. 1, S. 1.
- 16) A. Beythien u. E. Dreßler (hrsg.), *Merck's Warenlexikon für Handel, Industrie und Gewerbe*, 7. Aufl., Leipzig 1920. 本書での定義は、「たとえばコーヒー、茶、ココア胡椒、肉桂等の嗜好品や香料という大分類 (große Klasse) の総称である。」S. 220. なお戦前1908年に刊行された第5版も、書名が *Klemens Merck's Warenlexikon* となっているほかは、副題も Kw. の項目の記述も第7版の場合と同一である。
- 17) Georg Obst (hrsg.), *Das Buch des Kaufmanns*, 5. Aufl., 2 Bde., Stuttgart, 1920, Bd. 1, S. 278-9. これによると Kw. はしばしば Sw. と呼ばれ、とりわけ「原綿、米、コーヒー、茶、ココア、香料、南方産果実——さらに原綿、原毛——染料」を言う。微妙な表現ながら、原綿、原毛、染料もこの範囲におお含まれることを示唆している点が注目される。Kw. 範疇に事実上原綿を含ませている別例は、1926年にベルリンとハンブルクで同時出版された *Büsch Handels-Lexikon* と *Georgs Handels-Lexikon* である。両書は書名が異なるにもかかわらず内容的に同

なわち、「売上高と販路の規模からすれば、これは首位に立ち」、「商業の中でこの業種ほど小経営が過剰なものはなく」、「この業種ほど協同組合経営 (Genossenschaftsbetrieb) の甚しい圧迫を蒙っているものはない。」この業種ほど「身分的利益を執拗に守り抜こうとする、多数の業界紙を持つ小売業経営もないにもかかわらず、効果的な経営の統合が実現しない主要原因の一つは、あまりに多くの小経営が存在することであろう」と、Kw. は商品分類として意義を失いつつあるどころか、いわゆる「中間層運動」¹⁸⁾の小売業分野での担い手に直接関る商品範疇として、あるいは、むしろ商業政策範疇として新たに時代の関心を集めていたのではないかと推定することさえ可能なのである。

Kw. の用語法をめぐる事情が、このように不鮮明である所以を理解する上で、『経済辞典』の取扱いは示唆的であると言えよう。『国家学辞典』の共編者の一人として名を連ねている L. エルスターが独自に編纂した『経済辞典』¹⁹⁾は、1890年代から1930年代にいたるまで、前者と同じく4版を重ねているが、初版には前者と同じく Kw. の項目はなく、A. ツィーマーマン執筆の“Kolonien und Kolonialpolitik”²⁰⁾にも Kw. への言及は見出せない。しかし興味深いことには、第2版以後 Kw. の項目が加えられ、A. ビルミングハウス執筆の第2版と第3版²¹⁾では、Kw. を「植民地や(亜)熱帯地域の物産、とりわけ食品、

1)であるが、“Kolonialgeschichte”の項目(両書とも S. 345-49)で、いわゆる Kw. は「熱帯産の食料・嗜好品」の謂であるとしながら、油脂用果実、タバコ、コーヒー、米と並べて原簿も挙げている。

18) 『国家学辞典』は4版とも“Mittelstandsbewegung”の項目を掲げ、第3版までは M. Biermer, 第4版は J. Wernicke が執筆しているが、いずれも“Kolonialwarenhandlung”ないし“Kolonialwaren- und Lebensmittelhändler”に言及していることは、注目に値する。次註引用の『経済辞典』も、第3版に“Mittelstandsbewegung”(M. Biermer 執筆)、第4版に“Mittelstand, Mittelstandsbewegung”(G. Albrecht 執筆)の項目をそれぞれ掲げているが、事情は同様である。19世紀末以降、Kw. は商品学的関心とは別の視角から取り扱われなければならない問題性を孕むにいたったことが、示唆されているように思われる。

19) Ludwig Elster (hrsg.), *Wörterbuch der Volkswirtschaft*, 2 Bde., Jena 1898; 2. völlig umgearb. Aufl., 2 Bde., 1906-7; 3. völlig umgearb. Aufl., 2 Bde., 1911; 4. völlig umgearb. Aufl., 3 Bde., 1931-33.

20) Alfred Zimmermann, in: *ebenda*, Bd. 2, 1898, S. 55-81.

21) Alexander Wirminghaus, in: *ebenda*, 2. Aufl., Bd. 2, 1907, S. 184-5; 3. Aufl., Bd. 2, S. 60-62.

嗜好品として用いられるもの、とくにコーヒー、原糖、茶、米、香料を指し、さらに南方産果実も含む」ものとして説明している。ところが、第4版でこの項目を担当した J. ミュラー²²⁾は、この分類範疇がもはや有用性を失いつつあることを強調しようとしているのである。「かつて Kw. には、ヨーロッパ諸国の植民地から産出するすべての商品を含ませることができたが、この概念は時とともに限定されてきた。」それには二つの原因があり、「一つは、多くの重要な Kw. (たとえばタバコ、砂糖) がヨーロッパ自体でも生産されるようになったことである。」「もう一つは、Kw. の概念が形成された時代にまだ世界商品として知られていなかった植民地産の原料に対する需要を、近代工業が生み出したことである。(たとえばゴム)」結局、「Kw. の概念規定に関して、関係分野の専門家の見解が一致することはこれまでなかった。」この説明だけではまだ十分な説得力を持つとは思われないが²³⁾、Kw. 概念が混乱している事情を明示的に指摘した事例として、貴重であろう。

しかし、そもそも「Kw. の概念が形成された時代」とはいつのことなのか。ドーゼンの『語源辞典』²⁴⁾によれば、この語は1800年頃に使われ始めたところであるが、この用語の機能停止が自然消滅的であったように、その使用開始も自然発生的であったのではあるまいか。そして、この間この商品分類用語が厳密な概念規定を受けることは、一度としてなかったのではないか。何よりも輪郭の不明確さこそこの語の変らぬ特徴であり、ドイツ語世界におけるこの語の生涯の消息が今なお不明であることは、また、この語の用語法の変化が学問的検討の対象になりえなかったことも、まさにこの曖昧さのゆえにである、と言ってよかろう。しかし、慣用的経済用語の曖昧さは、これの使用者たちによって、

22) Johannes Müller, in: *ebenda*, Bd. 2, 1932, S. 585.

23) T. ブローグは、専門化の進展の結果「Kolonialwarenhandel」の中に「専門的な」コーヒー商や茶商が出現した。羊毛、綿花、ゴム、原皮等は「それぞれ」専門的職業の取扱対象となっている」として、Kw. 概念がもはや専門化に対応できないことを示唆している。Th. Brogle, *Die Grundzüge des erwerbsmäßigen Warenhandels*, in: Viktor Grafe (hrsg.), *Kaufmännische Grundlagen der Warenkunde und Warenkenntnis*, 1. Hbd. d. 1. Bd. *V. Grafes Handbuch der Organischen Warenkunde*, Stuttgart 1930, S. 4.

24) *Der Große Duden*, Bd. 7, *Etymologie*, Mannheim 1963, S. 346.

その現実の経済生活の中でのその時々の実践的な概念規定を受けていたことまで排除するものではない。むしろ、学術用語としての高度な概念加工を未だ施されていないことは、それだけこの用語そのものの史料的価値を高めるもの、ということさえできるであろう。

しかも、少なくとも実務的次元でこの語が盛んに使用された時期の一つは、「ドイツ」における産業革命、すなわち本源的蓄積から資本制蓄積への移行期と大幅に重なり合っている²⁵⁾。そのことだけでも、この語の用語法の変化はゆくに検討対象とするに値いするであろう。思うに、この用語の消長は、蓄積様式の変化に伴う社会的関心の方向の変化を物語ってはいないか。あるいは、商品関心という遠近法によって、「ドイツ」の地平から資本制社会が展望する世界市場像が、その成長とともに変貌していく様を映し出してはいないか。本稿の分析作業はこのような問題関心の下で行われる。

それでは、Kw. が一つの重要な経済用語として、ある時代の「ドイツ」社会の語彙に含まれていたことは、どのようにして実証できるのか。史料史的にみれば、手稿の経営史料から関税率表や営業条令のような公刊史料にいたるまで、可及的に多種類の同時代史料²⁶⁾を収集して、それにおける Kw. の用語法と使用頻度を比較検討し、さらに同種史料の時系列的な比較検討を通して、用語法の時代的变化を追跡するという、二重の作業が必要であろう。しかしこの方式をとろうとすれば、作業自体が長大なものになる上に、資料の入手にも時代を遡れば遡るほど厳しい制約が加わる。さしあたりの便法として、入手可能な資料をその種類にかかわらず時代順に並べ、相互に比較検討をするほかはない。したがって、その結果得られるはずの見通しも、暫定的なものに留まらざるをえないであろう。

25) 筆者は1830年代の「住民録」分析によって、当時の産業構造の「綿度」測定作業を継続中であるが、頻出する“Kolonialwaarenhandlung”の営業内容を把握する必要性に迫られたことが、本稿執筆の直接の動機である。

26) 商品学や商業学に関する諸文献、貿易統計、営業統計、旅行記、生活史資料、各種経済用語辞典、百科辞典等がとりわけ分析対象になるべきであろう。

予備的検討の結果をふまえて、本稿の対象時期は18世紀中葉から始まり、18世紀後半、19世紀前半、19世紀後半の三期に大別して検討が行われる。その際の諸点が留意される。

第一に、ドイツ語圏における経済用語一般について言えることだが、外来語ないし直訳語がきわめて多いばかりか、原語の受容過程で一定の語義転化を伴うことがあるため、ドイツ語としての用語法が原語のそれと一致するとはかぎらない、ということである。それゆえ Kw. 概念の理解のためには、Koloniale waren, denrées coloniales 等の用語法との異同の検討も必要であろう。しかしあたりは、ドイツ語圏における用語法の検討に限定せざるをえない。

とはいえ、第二に「ドイツ」の地域構造に影響されて、経済用語も地域性を持つことがありうるということである。先進諸国で生まれた経済用語、すなわち、イタリア語、オランダ語、フランス語、英語が、それぞれドイツ語に及ぼした影響力も地域によって異なるであろうし、消費様式そのものにも、ある時期までは、あるいは現在にいたるまでなお、一定の地域差が存在したであろう²⁷⁾。したがって、Kw. についてもドイツ語圏一般のではなく、各地域それぞれの用語法にできるかぎり注意が払われなければならない。

第三に、Kw. の語義が曖昧であることは、部分的に語義が重なる類語を持つということであり、そのような類語もまた、可能なかぎり検討対象に含められなければならないであろう。本稿で問題とされるべきは、とりわけ大航海時代以後商品分類に関する範疇として異彩を放ち始めた一連の用語、とくに Apothekerwaren (以下必要がないかぎり Aw. と略記)、Drogeriewaren(同, Dw.), Gewürzwaren (同, Gw.), Spezereiwaren (同, Sw.), Farbwaren (同, Fw.), Materialwaren (同, Mw.) である。

27) とりわけ19世紀の北ドイツと南ドイツとの食習慣の相違が、“Kolonialprodukte”の消費性向の差まで生み出したことについては、Hans J. Teuteberg u. Günter Wiegmann, *Der Wandel der Nahrungsgewohnheiten unter dem Einfluß der Industrialisierung*, Göttingen 1972, S. 258-9. を参照。

II 18世紀後半

18世紀末にいたるまでの中部ヨーロッパにおける商品構成の流動化と多様化は、産業構造と消費構造の巨大な変化に伴うものであるが、前者は商品流通の直接の担い手である商人階層に対する新しい時代の要請を惹き起した。それは増大する商品種に対して正確な知識を持つことがますます困難となり、したがって一層重視されるようになったことである。商品群の体系的把握のために、まず商品分類の基準を確立することが必要となり、これが商品学 *Warenkunde* の成立を促す一つの要因となった。18世紀中葉に、それまでの商業実践の蓄積を基盤にして成立し始めたドイツ独自の商業学 (*Handlungswissenschaft*)²⁸⁾が、その冒頭に商品学を据えようとしたのは偶然ではない。この商業学の文献の中に、*Kw.* という用語を見出すことができるのだろうか。以下、代表的諸文献について検討する。

1 ルドビーチ『商業大辞典』(1752—56)および『商業体系綱要』(1756)

啓蒙の時代はドイツにおいても種々の辞典編纂事業を生み出した。ドイツ語圏における百科辞典の嚆矢は、補遺まで含めれば68巻にも上るツェードラーの『大百科辞典』²⁹⁾と言われるが、これの執筆陣に加わったルドビーチ³⁰⁾が独自に編纂した『商業大辞典』³¹⁾は、18世紀中葉までのドイツ語圏における経済知

28) 商業学成立過程の学説史的把握については、さしあたり、注30)で挙げる諸文献のほかかに市原季一『ドイツ経営学』森山書店、1954年、2-5頁を参照。

29) Johann Heinrich Zedler, *Grosses vollständiges Universal-Lexicon aller Wissenschaften und Künste, ...* (sog. *Zedlersches Lexikon*), 64 Bde. nebst 4 Suppl., Halle und Leipzig 1732-54.

30) Carl Günther Ludovici (1707-1778) については、Rudolf Seiffert, *Betriebswirtschaftslehre, ihre Geschichte*, in: *Handwörterbuch der Betriebswirtschaft*, 1. Aufl., Bd. 1, 1926, Sp. 1198-1220; 2. Aufl. Bd. 1, 1938, Sp. 932-56; Ders., Carl Günther Ludovici und sein Hauptwerk, die Akademie der Kaufleute, in: *Quellen und Studien zur Geschichte der Betriebswirtschaftslehre*, Bd. IV, Stuttgart 1932, S. I-XXIV; Bernhard Bellinger, *Geschichte der Betriebswirtschaftslehre*, Stuttgart 1967, S. 32-33 (邦訳, B. ベリンガー著, 高橋俊夫訳『経営経済学小史』ミネルヴァ書房, 1971年, 35-37頁), を参照。

31) 本書の標題はきわめて長大なものであるが、本書の性格が端的に表現されているので、煩をいとわず紹介すると次の通りである。*Eröffnete Akademie der Kaufleute: oder vollständiges Kaufmanns-Lexicon, woraus sämtliche Handlungen und Gewerbe, mit allen ihren Vor-*

識の集大成とも言うべきものである。またこれの別冊として刊行された『商業体系綱要』³²⁾は、J. サバリの『完全な商人』(1675年)に比肩しうるドイツ語で著された商業学文献の嚆矢と言われるものである。そこで、『辞典』と『綱要』の用語法を立ち入って検討しておくことは、これ以後今世紀にいたるまでの Kw. 概念の変遷史の起点を確認するためにも必要な作業であろう。

(1) 行論の必要上、『綱要』の検討から始める。これは第1部「完全な商業体系の綱要あるいは一般商業学序説」、第2部「商業学の基礎」、第3部「水路および陸路による商業の歴史」の3部構成になっている。第1部第3節で、一般商業学 (gesamte kaufmannschaft) の冒頭に商品学を位置づけ、そこではまず商品分類 Waaren Eintheilungen を問題にする³³⁾。しかし、種々の分類基準の一として原産地によるものを挙げ、「国内産と外国産に、また後者は東イン

theilen, und der Art, sie zu treiben, erlernen werden können; Und worinnen alle Seehäfen, die vornehmsten Städte und Handelsplätze; alle Arten der rohen und verarbeiteten Waaren; die Künstler, Fabrikanten und Handwerksleute; Commerciencollegia, Handelsgerichte, Banken, Börsen, Leihhäuser, Manufacturen, Fabriken und Werkstätte; die Rechte und Privilegien der Kaufmannschaft, u. s. w. beschrieben und erklärt werden. Mit vielen Fleiße aus den besten Schriftstellern zusammengetragen von Carl Günther Ludovici, ordentlichem Professorn der Weltweisheit auf der Universität Leipzig, und der Königl. Preuß. Akademie der Wissenschaften Mitglieder, Leipzig, bey Bernhard Christoph Breitkopf, Erster Theil (A bis B), 1752, XXII+2256 Sp., Zweyter Theil (C bis G), 1753, 2364 Sp., Dritter Theil (H bis M), 1754, 2076 Sp., Vierter Theil (N bis S), 1755, 2300 Sp., Fünfter Theil (T bis Z), 1756, 1196 Sp. なおザイフェルトによれば、第2版が1767-68年に同じく5巻本で、第3版はルドビーチの没後1797-1801年に6巻本で、標題も“*Neu eröffnete Academie der Kaufleute, oder encyclopädisches Kaufmanns-lexicon alles Wissenswerthen und Gemeinnützigigen in den weiten Gebieten der Handlungswissenschaft und Handelskunde überhaupt; ; vormalis herausgegeben von Prof. Carl Günther Ludovici und nun durchaus umgearbeitet von Johann Christian Schedel*”と改題されて刊行された。R. Seyffert, Carl Günther Ludovici, S. IX-X. 筆者が参照しえたのは初版本である。

32) *Grundriß eines vollständigen Kaufmanns-Systems, nebst den Anfangsgründen der Handlungswissenschaft, und angehängter kurzen Geschichte der Handlung zu Wasser und zu Lande, woraus man zugleich den gegenwärtigen Zustand der Handlung von Europa, auch bis in die andern Welttheile, erkennen kann, zum Dienste der Handlungswissenschaften* entworfen von Carl Günther Ludovici, Leipzig 1756, zweyete vermehrte und verbesserte Aufl., ebend. 1768. 筆者が参照しえたのは、Omniotypiedruck der 2. Aufl., in: R. Seyffert (hrsg.), *Quellen und Studien zur Geschichte der Betriebswirtschaftslehre*, Stuttgart 1932 である。

33) *Grundriß*, S. 2.

ト産、イギリス産……に分類される」と記述しているにすぎない³⁴⁾。また、第2部第2編第3章「商人 (Handelsmann) について」でも、取扱商品による商人分類が行われている。しかしここでも、「毛織物商・仕立屋、絹物商、小間物商、皮革商、Specereyhändler, Herboristen 等」³⁵⁾と羅列されているにすぎない。さらに第3編第9章「植民地 (Pflanzstätten) について」では、「砂糖、藍、タバコ……といった一連の商品」、「甘蔗、綿、タバコ、藍等の商品を栽培する……」³⁶⁾という表現をとり、植民地の物産としての一群の商品に対する関心の芽生えが示唆されてはいるが、ひっきょうそれ以上のものではない。第3部第4章「ドイツ商業について」は、抜粋が復刻されているにすぎないが、幸い第4節「海港都市ハンブルクについて」が収録されている。ここでハンブルク商人はあらゆる外国商品を取り扱うとして、その商品名が列挙されているが、その第4群として「あらゆる種類のMaterial, Gewürz, Specerey, Apotheker- und Farbwaren」³⁷⁾が挙げられている。しかし Kw. という語は見出せない。

『綱要』でもっとも詳細に商品名が列挙されているのは第3部序論で、近代商業史をアジア、アメリカ、アフリカ、ヨーロッパの4地域に大別して考察し、ヨーロッパをのぞく各地域および「レバント」の主要物産名を列挙している³⁸⁾。当時の「ドイツ」における商品世界の外延を確認する上で、これは引用に値するであろう。一覧すると第1表および第2表のようになる。

34) ebenda, S. 4.

35) ebenda, S. 254.

36) ebenda, S. 363-4.

37) ebenda, S. 418.

38) ebenda, S. 367-75. 「レバント」概念も一義的ではない。世界の四大通商圏に張り出した4本の大枝 (Aeste) と並んで、複数の通商圏に張り出す1本の小枝 (Nebenast) があり、それが「レバント」貿易であると言う。ただ「レバント」(Levante) の概念は国によって異り、イタリア人はダルマティアからコンスタンチノーブル・アレppoにいたる地中海北・東岸域あるいはユーフラテス・ナイル両河にいたるまでの地域を、フランス人は、地中海域でフランスより東、ユーフラテス河にいたるまでの地域を、イギリス人とオランダ人はジブラルタル海峡からユーフラテス河にいたるまでの地中海沿岸域を、それぞれ「レバント」と呼ぶ。本書では狭義の、イタリア人の規定に従う、という解説が付されている。同様の記述が Artikel "Levante", in: *Lexicon*, Theil 3, Sp. 1283-90. でもなされる。

第1表 世界貿易商品

対アジア貿易

対ベルシア貿易

没薬、乳香、マナ (Manna)、アラビア香油、牛黄、金、真珠、宝石、絹 [生糸?], 絹織物、金・銀欄、絨毯、象牙 (Helfenbein)、虎・獅子の毛皮、駱駝・山羊の毛および織物等

対東インド貿易¹⁾

(1) Gw. (普通は肉桂、丁字、肉豆蔻、豆蔻花、胡椒、生薑のみを指す)、Sw. Dw. (藍、硝石、Cossonade [?], 砂糖、ラック、大黃 (Rhabarbar)、人参 (Ginseng)、麝香、竜涎香 (grauer Ambra); 茶等)

(2) 絹 [生糸?], 絹織物

(3) 原綿、綿布 (Cattune), Zitze, Netteluche

(4) 金属 (金、銀、銅、鉛、錫、鉄、鋼); 宝石 (金剛石、紅玉、青玉 (青、白)、黄玉、紫水晶、Achate); 真珠; 木材 (薬用、染料用、象眼細工用 (zu ausgelegter Arbeit)、香料用、すなわち伽羅 (Adlerholz)、蘇芳 (Siampan od. Sapanholz)、白檀 (Sandelholz)、蘆薈 (Aloeholz)、檳榔 (Rosenholz)、Calanbacholz, Caliaturholz); 中国・日本物産 (Curiositäten) (塗り・上塗り・絵入り日傘・雨傘、箆笥 (Cabinette)、小櫃 (Kistchen)、長持ち (Lädchen)、印籠 (Flaschenfutter)、扇子、その他の室内装飾品。

(胡椒、肉豆蔻、豆蔻花、肉桂、丁字、さらに香料、医薬品、染色用に使われる作物と Sw. は、東インド固有の物産であるために、対インド貿易はヨーロッパ人にとって世界中でもっとも利益の多いものとなっている。)

対アフリカ貿易

金、真珠、各種果実、各種原料 (Materialien)、多種の穀物、野獣の毛皮、駱鳥の羽、象牙、馬、奴隸

対アメリカ (西インド) 貿易

金 (金塊、金箔、砂金)、銀 (延棒、銻貨)、毛皮 (海狸、川獺、大鹿 (Elend)、大山猫 (Luchs) その他)、真珠、緑玉; 砂糖、タバコ、生薑、藍 (Indig)、肉桂 (Cassien)、乳香、蘆薈 (Aloe)、綿、亀甲、ビゴニュー毛; 野牛・雌牛・山羊の毛皮; Quinquina、ココア、パニラ、蘇芳 (Campecheholz)、黄木 (gelbes Holz)、白檀 (Sandelholz)、Saffraholz、ブラジル蘇芳 (Brasilienholz)、Bresilet、癒瘡木 (Gavac od. Franzosenholz)、肉桂樹、檳榔 (Rosenholz)、黄木 (Fustel od. Fustock)、黒檀 (indianisches u. grünes Ebenholz)、Sassaparille; 香油 (Tolu・Copahu・Peru産)、西洋牛黄 (occidentalischer Bezoar);

コシュニユ(Attolt, Rocou, Körnicht の3種); 吐根(Ypecacuanha), Contrayerva, 麒麟血(Drachénblut), 樹脂, 竜涎香(灰色, 液状), 樹脂(Gummi v. Copal), 自生肉豆蔻, 水銀, 海水塩, 岩塩, 硫黄, Consituren(干・牛果, バイナップル, レモン, 橙(Pommeranzen), レモン汁(Syrup von Limonien)); 獣脂蠟, 蜂蜜, Paraguaikraut(2種), ヤラッパ(Jalap), Meccaham, 瀝青(Schiffspech), オリーブ, オリーブ油, 魚油, 小麦粉, 乾燥菜果, 葡萄酒, アクアビト(Melasses 産), リキュール(Barbados 産等); 馬, 騾馬, あらゆる種類の家畜; 毛織物, フランネル, Bayettes(いずれもペルー産), Tocony(亜麻麻の一種)

(原住民によって加工された(zu rechte gemacht wind) 藍, それに砂糖, タバコ, コシュニユ等をアメリカ製品(amerikanische Manufacturen)とみなすことができる。金・羽根細工も最上のものである。)

- 1) 「東インド」は広義に使われ, 「インドスタンと二つの半島の両側の全体を指すだけではなく, 中国, インド洋の全島嶼, セイロン島, マラディブ・マニラ・日本・中国領・その他の諸島をも含む。」

第2表 レバント貿易商品

レバント物産

(1)エジプト物産 (2)絹(Archpelagus, Tinte, Andro Nachsia 等産), (3)Testi あるいは山羊毛(Cogna, Caissere, Manancee, Manamen 等産), (4)各種羊毛(Tresquille が最高品種, その他の低品種も含めた大部分が絨毯製造用), (5)各種毛皮(Natorien 産の貂, いたち, 大山猫, 狐, Tartarey の Caffa, Azae, Krim 産の狐・子羊皮, (6)野牛・牛の原皮 (7)原綿(Darnamas 産が最高品種), (8)綿糸(Montassin が最高品種, その他 Scalandone, Ioselassar, Janequien, Baquier 等), (9)葡萄酒(ギリシア産等), (10)干葡萄(getrockn. kleine Rosinen od. Corinthen), (11)アドバカント樹脂(Gummi Advaganth), (12)海綿(Lerchenschwamm) (13)没食子(スミルナ・アレppo・トリポリ産 Galläpfel), (14)Scamonium, (15)阿片, (16)乳香(Scio 産), (17)蘇合香(flüßiger Storax), (18)サフラン, (19)明礬, (20)Avelanade, (21)海綿(Schwämme), (22)蠟, (23)蜂蜜, (24)灰, 木灰, (25)山羊糞草(赤・黄色), (26)コルドバ草(白色), (27)Vaquetten(Sensal・Manamen・Mananer・Ioselassar・Baliambord 産等), (28)各種綿布(Dimittes, Demittes, Demittons, Scamittes, Boucassins, Boutannes 等), (29)各種絨毯(Moquetten, de Pic, Cadene), (30)石鹼(スミルナ産)

レバント經由東方物産¹⁾

(1)あらゆる種類のペルシヤ産絹, (2)Testi・山羊皮, (3)各種更紗(Zitzen od.

gemalte Indiennen), (Camfresinen, Lisast, Mousselinen, Caimacans), (4)各種 Dw., Sw.(ガルバスム(Gafban), 大黃(Rhabarbar), 莪朮種子(Zitwersaamen), オポーパナクス(Oppoanax), アンモニア樹脂(Gummi Ammoniak), 酸化亜鉛(Tutie), Turpith, Bimoni, 蘆薈(Aloeholz), 竜涎香, 麝香等), (5)真珠(Apista), (6)各種宝石(瑠璃, 金剛石, 紅玉, 緑玉等, これらはアルメニア商人の密輸品)。

レバント經由ロシア物産²⁾

あらゆる種類の毛皮(とりわけ黒貂, おこじょ(Hermelin), シベリアりす(Feh))

- 1) 隊商によってベルシヤからレバントへ, とりわけスミルナ, アレppoにもたらされる商品。
- 2) とりわけコンスタンチノーブルにもたらされる商品。

以上、『綱要』の点検から、商品分類概念としての Kw. はまだ用いられず、かわりに Mw., Gw., Sw., Aw., Fw., が頻出することを確認できた。加えるに次の諸点も注意されるべき点であろう。

第一に、原産地規定による商品大分類はまだ未完成だとしても、貿易圏に関しては、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、アメリカという大分類がすでに成立していることである。とはいえ、レバントはなお独自の貿易圏として相対的重要性を保っており、インド洋・大西洋貿易に較べても、レバント貿易がこの時代すでに大幅に意義を失っていたわけではないことが推定できるのである。先取りしていえば、このことがやがて成立する Kw. 概念を不明確なものにする、一つの原因ともなったのであろう。というのは、地中海沿岸産、したがってスペインやイタリアの物産であると同時にレバント物産でもある「南方産果実」(Südfrüchte)も、Kw. の構成要素となることはすでに見た通りだからである。

第二に綿についてみれば、主要原産地はレバントと「東インド」であり、「東インド」から直接もたらされるものが原綿と綿織物、レバントからもたらされるものが、レバント原産物として原綿、綿糸、綿織物、レバント經由のものとしては綿織物である。これに対してアメリカは、その物産の中に原綿が挙げられてはいるものの、「東インド」やレバントに比せられる程度には、まだ綿産出圏として認識されていない。この時代にはまだ綿商品の生産段階を問わ

ず、原料、半製品、製品のいずれもがレバントないし「東インド」の物産として認識されていたことが、³⁹⁾とくに留意されるべきである。

第三に、藍、砂糖、タバコ、ユシュニユを代表的なアメリカ製品 (amerikanische Manufacturen) とみなされる、としていることである。ここで *Manufactur* という用語が使われていることは、当該商品が未加工の一次的原料のままではなく、むしろ半製品あるいは製品として「ドイツ」に輸入されたことを示唆する。当時は新大陸ですら、「ドイツ」からみれば単なる原料供給地ではなかったことが推定できる。

以上の三点から、大陸間貿易規模での商業圏分類はすでにかなり明瞭になっていたものの、「ドイツ」はまだ多くの工芸製品を海外物産としてアジアやアメリカから輸入していたのであり、「海外」を加工貿易における原料供給基地として対象化するまでにいたっていなかった、と言うことができよう。したがって、非ヨーロッパ物産という範疇もまだ成立しえず、商品の主たる分類基準は原産地よりも用途に求められ、中ないし小分類に留まっていた。とはいえ、そのようなものとしての *Mw.* や *Sw.* 等の諸範疇が、近代に独自の商品構成を表現するに足る条件をすでに具えていたことが、やがて明らかになるであろう。

(2) ここで『辞典』の点検に移る。何よりもまず、これが小項目主義をとるにもかかわらず、*Kw.* に該当する項目を欠いていることを確認しておこう。なお、*Colonie* の項は "Pflanzstadt" として出項するが⁴⁰⁾、ここでは植民地が3類型に大別されている。そして第三類型の、二百年来ヨーロッパ諸民族がアジア、アフリカ、アメリカに建設してきた貿易のための拠点こそ、ここで取り扱うべき本来の「植民地」であるとし、これを媒介にして現住民と本来の交易 (*ordentliche Handlung*) を行うか、「蔗糖、藍、タバコその他の、ヨーロッパではきわめて珍重されるが、ヨーロッパの風土では産出不可能な、あの高価な物産を栽培するための土地を建設する」かのいずれかである、と言う。この記述によっても、一連の非ヨーロッパ物産に対する関心の高まりは窺われるも

39) Artikel "Pflanzstadt, Colonie", in: *Lexicon*, Theil 4, Sp. 674-6.

の、Kw. という範疇化には未だ達していない、と確認することができよう。むしろ、Mw., Sw. 等の諸範疇が、非ヨーロッパ物産に事実上関るものとして、ここでは分析されなければならない。以下、『辞典』における各項目の記述を、順次検討していくことにする。

① Spezereiwaren

“Specereyhandel” の項目⁴⁰⁾では、次のような記述がなされている。Specereyen あるいは Specereywaaren……には三種の用語法がある。「最広義には Gewürzkrämer, Materialisten, Droguisten が取り扱うすべての商品、とりわけあらゆる Apothekerwaren あるいは医薬品 (Anzney) に役立つ商品；あらゆる Räucherwerk, あるいは Farbwaren, あるいは Gewürzwaren, この意味において、Specerey という用語は Materialien あるいは Materialwaren と同義語である。」「したがって広義の Specerey- und Material- Waaren は次の二群に大別される。すなわち、a) Gewürzwaren, これは風味と芳香のために料理に添加される Specereyen, b) Droguereywaaren あるいは Drogistereyen, これは医薬品や焚香や染色のために使用される Specereyen, これらの Droguereywaaren はさらに a) Apothekerwaren, b) Räucherwerk, c) Farbezeugeに分かれる。」

次に中義の、そして普通使われる意味において、Specereyen は「あらゆる種類の Gewürzen およびとりわけ東洋 (Morgenländer) からもたらされ、薬種商 (Apotheker) の下で医薬品のために使用される商品、たとえば肉桂 (Cassien) やセンナ葉 (Senesblätter) 等」を指す。

最後に狭義には、「東洋からもたらされ、料理に用いられる香辛料 (hitze und scharfschmeckende Gewürze) のみを指す。たとえば肉桂, 丁字, 豆蔻花と肉豆蔻, 胡椒, 生薑等」を指す。

なおこの用語について注意されるべきことは、「この Specereyen の取引にあたる商人はそれゆえ Specereyhändler……と呼ばれるが、上記諸商品を卸売

40) *ebenda*, Theil 4, Sp. 2077-79.

する者 (im ganzen handeln) がこう呼ばれる。これに対して小売する者 (im einzeln handeln) は普通 Gewürzkrämer と呼ばれる。しかし地域によっては Apothekerwaaren だけを取り扱う者を Specereyhändler と呼ぶ。」

Sw. に広・中・狭義三種の用語法があること、そのどれにも Gw. が含まれること、ルドビッチにより一般的用語法とされている中義では、Gw. のほかに Aw. が含まれること、広義の Sw. は Mw. と同義であることが、この項目の要点である。

② Apothekerwaaren

“Apotheker-Waaren”⁴¹⁾ は「医薬品の調合 (Verfertigung) のために薬種商が使用し、品傷みが早く、その保存のために格別の注意が必要な原料である。」そこで、代表的な薬種についてその保存方法と保存期間が詳細に説明されている。Aw. で留意されるべきことは、Mw. および「糖菓子」(die mit Zucker überzogene Confecte) もこれに含められていることである。ここでいう「糖菓子」がどのような用途に用いられたのかは不明だが、薬用原料ということからとりわけ在庫品の保存管理が重視され、逆にこのことが概念規定要素として加わることで、外延拡大の可能性が生ずることが、次の Dw. との関連で重要である。

③ Drogeriewaaren

“Droguistereyen, Drogistereyen, Drogereyen”⁴²⁾ とは、「薬用、厨房用、食卓用、染色用等に使用されるあらゆる Specereyen, Materialien, Gewürze の総称 (Hauptbenennung) である。しかしこの語は普通 (insgemein)、とりわけ薬用および染色用に用いられる Specereyen のみを意味する。しかし、一部の人達はこの呼称を単に Apothekerwaaren に、あるいは薬種商が医薬品の調合のために使用するような、しかも傷みが早いので特別な保存管理が必要な原料に限定して使う。さらにまたある人達は、単に乾燥させた (trockene und

41) *ebenda*, Theil 1, Sp. 797-801.

42) *ebenda*, Theil 2, Sp. 1062-63.

aufgedörnte) Specereyen のみを指すものとして使う。しかも Droguereyen あるいは Droguistereyen は元来オランダ語の drooge から来たもので、これは「乾いた」あるいは「干した」という意味であり、インドその他の諸外国から常に乾燥させて輸送された、薬用に供せられるもの、したがって国内で産出し、普通はまったく新鮮な、また産出したばかりの状態のままで使用されるものと区別される。「このような Spczcreyen を取り扱う者は Droguiste と呼ばれる。」

この記述は、Sw. の項目のそれと対応している。Droguereyen も同じく多義的である。この概念の構成では、対象商品の用途と並んで保存方法が重要視され、どちらの規定に重点を置くかによって外延も異なるのである。

④ Materialwaren

まず“Materialien”の項目⁴³⁾で、1) 建築用 (Baumaterialien), 2) 工業用 (Manufacturenmaterialien), 3) 医薬用 (Materialien oder Materialwaaren) の3種に大別されるとし、この第三のものについて別項を設け詳細な記述がなされている。これもまた広狭二義の用語法を持つ。広義には、「医薬用にも、風味、芳香のゆえに料理用にも、焚香用にも、染色用にも役立つすべての商品を指し、したがってあらゆる Droguistereyen を含む。すなわち、1) あらゆる Apothekerwaaren, あるいは薬種商が医薬品の調合のために使用するあらゆる原料、2) あらゆる Räucherwerk, あるいは焚香用に使われる強い芳香を放つ原料、3) あらゆる Farbezeug, あるいは染物業者がその業務用に使用するもの、4) あらゆる Gewürze, あるいはその風味と芳香のために料理に用いられるものを指す。」「広義の Mw. の取引はふつう Materialienhandlung あるいは Materialhandlung と呼ばれ、いわゆる Materialist によって行われる。」これは第3表に一覧するような商品から成る。これに対して狭義の Mw. は「Specereyen (Specereywaaren) のみを指し、これはとりわけあらゆる種類の Gewürz のほか、とくに薬種商が使用する原料を意味する。」[Sp. の中義の用語法に相当]

43) *ebenda*, Theil 3, Sp. 1717-18.

44) *ebenda*, Theil 3, Sp. 1718-20.

第3表 Materialwaaren

- 1) 動物のあらゆる部位 (Genssenkugeln, 海里香, 鹿角, 麝香, 穴熊の脂等)
- 2) Gewürze (サフラン, 肉桂等, ただしハンプルクの Materialist はこれを取り扱わない。)
- 3) 染・顔料 (金泥 (Gold in Muscheln), 辰砂等)
- 4) 漬けた物 (菖蒲 (Calmus) 等)
- 5) 樹皮・果皮 (橙皮, キナ皮 (China-china) 等)
- 6) 花卉 (迷迭香・柘榴の花卉)
- 7) 葉 (センナ葉 (Senesblätter) 等)
- 8) 果実 (無花果・棗椰子等) (ハンプルクの Materialist にはこの種の商品の取扱いは禁じられている。とりわけ, 無花果, 干葡萄 (Rosinen), 種無し干葡萄 (Corinthen), 李, 巴旦杏等が該当する。)
- 9) 樹脂 (Gummi) (竜涎香¹⁾, 蘆薈, 没薬, 乳香等)
- 10) 草本 (茶, ベルモット等)
- 11) 宝石 (紫水晶, 紅玉髓 (Carneol) 等)
- 12) 石材 (雪花石膏)
- 13) 木材 (癒瘡木 (Franzosenholz), ブラジル蘇芳 (Brasilienholz))
- 14) 海産物 (珊瑚, 真珠等)
- 15) 金属, 鉱物 (精錬銅, 水銀, 明礬等)
- 16) 蒸溜油 (アニス油, 迷迭香油等)
- 17) 一般油 (gemeinte Oele) (扁桃油, 胡桃油等)
- 18) アルコール (Geister od. Spiritus) (硝酸 (Scheidewasser)²⁾ 等)
- 19) 根 (アンゼリカ (Angelike) 等)
- 20) 塩 (硝石, 酒石塩等)
- 21) 種子 (亜麻仁, レモン種 (Citronenkerne) 等)

1) 抹香鯨の腸内からとれる竜涎香 (Ambra) が樹脂の範疇に入れられる理由は不明。

2) 硝酸がアルコール類に入れられる理由は不明。

ところが Mw. を取り扱う “Materialist” の項目⁴⁵⁾ では、三種の用語法があるとしており、Mw. の説明と完全には対応していない。すなわち、広義には「Materialwaaren あるいは Droguistereyen のすべてを、あるいはその一部を販売する者で、Droguist と呼ばれる。」中義には「Specereywaaren すなわち各種の Gewürz およびとりわけ薬種商が使用する原料の取扱商人を言い、それゆえ Specereyhändler の意味に用いられる。」狭義には「Gewürzwaaren のみの卸

45) *ebenda*, Theil 3, Sp. 1720-23.

売を行う者でこれが本来の Materialist である。この意味では Gewürzhändler と呼ばれる。Gewürzkrämer は小売のみを行う者を言う。」しかし本書では広義の用語法をとるとして、「Materialisten, Materialhändler とはあらゆる種類の高価な Droguereyen あるいは Specereyen, [すなわち] 根, 種子, 葉, 果汁, 乾燥させたり漬けたりした果実, あらゆる種類の精油 (Olitäten), 香油, また自然の三界から産出する希少物を販売のために仕入れ, その後地元の薬種商や香料小売商 (Gewürzkrämer) に供給するような商人を言う。」「まともな (rechtschaffener) Materialist はそれゆえ薬種商と本来の (ordentlicher) 香料小売商の間に立つ者である。」

Materialist と Gewürzhändler の相違については、前者は「並のものではない、特別の、高級な、誰にも知られているといったものではない、厨房用というよりも、医薬、化学 (Chymie)、好奇心 (Curiosität)、宝物庫 (Kunstkammer) 用に使われるものを販売のために注文し、仕入れる者であって、胡椒、生薑、砂糖その他の Gewürz に関しては Gewürzhändler に任せるのである。」

Materialist と Apotheker の別は次の点にある。「Materialist の大部分が Aw. を取り扱うにしても、薬種商が医薬品用にそのままの形で、または調合して使用するようなものは取り扱わないということである。これらをその原初的形態において、すなわちまだ加工されないままで大量に注文し、また仕入れた形態のまままで再販売するのである。」

「このような Materialist がその商品を仕入れる地域は、言うなれば世界の四大地域である。……とりわけアジア、エジプト、いわゆる東インドは [自然的条件が] 特別に恵まれている。それゆえ、大規模な Materialist は大規模な通信網 (Correspondenz) を持っている。とりわけロンドン、アムステルダム、ベネツィアにこれを保持しなければならない。というのも、この三都市は東インド、西インド、アジア、レバントからの Droguereyen と Materialien の大部分が入荷する場所だからである。」

Mw. もまた多義的な概念であるが、類似概念の中でも、いかなる加工をも

受けないという点と、原料自体の高価性、希少性が強調される点とで、原料入手経路や原産地が概念構成要素として比較的重視される。Dw.の場合に、乾燥状態での長期輸送という規定から原産地が意識されることとともに、留意されるべき点であろう。

以上点検した諸概念に較べると、Gw. と Fw. はより小分類的であり、その概念も相対的に明瞭であるように思われるが、念のためにこれらも点検しておこう。

⑤ Gewürzwaren

“Gewürz, Würze, Würzwaaren”⁴⁶⁾ も二義の用語法があり、広義には「保健のために、あるいは風味芳香を得るために、医薬用に使われるか、料理に添加されるか、焚香用に使われる、あらゆる辛味あるいは濃い味 (scharf oder stark schmeckend) を持つもの、または強い香りを持つものを言い、大部分は根、葉、花、実、種子、樹皮、液汁 (Säfte)、樹脂等の良質の Specereyen から成る。しかし医薬用あるいは焚香用に使われるものは、それらが同時に厨房用としても……用いられるのではないかぎり、本来の Gewürze ではなく、Droguereyen と呼ばれることが多いし、その方が正しい。」狭義には「風味芳香を得るために料理に添加される Specereyen を言う。……ここではこの狭義をとる。」この意味における Gewürz は第4表のように分類される。これによれば蜂蜜、砂糖、酢、塩、油等も含まれており、Gw. は「香味料」よりも調味料と訳されるべきものであろう。

なお、Gw. には次のような特徴が挙げられている。「Gewürz の販売は世界のあらゆる地域で、あらゆる国や都市、農村の様々な土地で行われており、商業のもっとも重要な部門の一つである。」「これの卸売には一つの [特権] 会社全体、同じく Specereyhändler, Droguisten, いわゆる Materialisten が、小売には Gewürzkrämer (場所によっては誤解から Apotheker と呼ばれる) が、また場所によっては、とりわけ小都市や農村では、いわゆる食料品商 (Höcker)

46) *ebenda*, Theil 2, Sp. 2081-86.

第4表 Gewürze

(1) 単品 (einfache Gewürze)¹⁾

1) 植物性

- ① 根茎 (生薑, 菘蓂, 菖蒲等)
- ② 樹皮 (桂皮, 豆蔻花等)
- ③ 葉 (サルビア (Salbey), 立麝香草 (Thymian), 迷迭香, 月桂樹の葉, マヨラナ (Mayoran) 等)
- ④ 花卉 (サフラン, 風蝶草 (Caperu) 等)
- ⑤ 果実・種子 (胡椒, 肉豆蔻, 丁字, 小豆蔻 (Cardemomen), 芥子, ジャワ胡椒 (Cubeben), コエンドロ (Coriander), 茴茴香 (Kümmel), アニス, 茴香 (Fenchel), 月桂実, 干葡萄, 巴旦杏, ビスタチオ (Pistacien), 笠松 (Pinien) 等)
- ⑥ 液汁 (砂糖, 油, 酢等)

2) 動物性

蜂蜜

3) 鉱物性

塩

(2) 調合品 (vermischte Gewürze)

とりわけ調合芥子 (Senf od. Möstrich), Citronate, 漬けた果物, いわゆる feine Gewürze (vier Gewürze)

が従事している。」しかも「卸売業者たちも小売を平然と行い、また商業の中で Gewürzhandel ほど容易に開業できる業種もない。というのも普通の家庭用品、油、砂糖、胡椒等の Gewürz でもって始めさえすればよく、しだいにより高価な Droguerey- und Specereywaaren を取り扱うことができる」からである。

この Gw. に含まれるものも多種多様であり、「香辛料」や「香味料」という訳語は誤解に導く恐れがある。このような意味での Gw. はすぐれて小売商品範疇であり、Specercyhändler, Droguisten, Materialisten がむしろ卸売範疇であることが対照的である。とまれ胡椒等の消費がすでに大衆化し、安価な日常消費物資という認識が定着していたことは、「ドイツ」における消費様式の変化を示す一例として興味深い。また、18世紀中頃すでに、多数の Gewürzkrämer が簇生していたことは、「ドイツ」における小売業一般の発展を促した要因を探る上で、また19世紀末以降いわゆる Kolonialwaarenhandlung が、

まさに参入が容易であるがゆえに小売業者の過剰という深刻な問題を抱えるにいたった歴史的背景を理解する上で、重要な点であろう。

⑥ Farbwaren

最後に Fw. の用語法を点検するが、これもまた広狭の二義を持つ⁴⁷⁾。“Farbzeug, Farbenzeug, Farbewaaren, Farbenmaterialien, Farben”は広義には、「物体 (Körper) を染めることができるあらゆる物質」を指し、狭義には、「とりわけ染色業者が羊毛・絹・亜麻・綿・毛・羽毛・皮革・骨染めのような作業に使用する主たる物質 (Hauptmaterialien) を指し、これはとりわけ Färberfarben, Farbezeug, Farbe-oder Färbermaterialien と呼ばれる。」本書は後者の用語法をとるが、種々の分類基準の中で動・植・鉱物性染料という分類をとると、第5表のようなものが挙げられる。「これらすべての Farbe-

第5表 Farbmaterialien

(1) 動物性

麝脂 (Kermes), コシユニユ, polnische Coccinus, Haarfarbe, Mumie, 骨灰 (Beinschwarz)

(2) 植物性

藍, 大青, 木犀草 (Wau), 自生サフラン, 西洋茜 (Färberrotthe), 茜 (Grapp), げんのしょうこ (Schart), Roucou, 黄檗 (Sumach od. Schmack), 黄木 (Fustel), 煤 (Ruß), Wiede, エニシダ (Pfriemenkraut), 胡蘆巴 (griechisches Heu), 黄木 (gelb Holz), 蘇芳 (Campeche od. Blauh Holz), St. Martinsholz, 白檀 (Sandelholz), 漆 (Japanischholz), Spanischholz, 黄木 (Fustirholz), ブラジル蘇芳 (Brasilienholz), Fernambuckholz, 赤楊樹皮 (Ellernrinde), 胡桃殻, 胡桃木の根, Orseille, 薑黄 (Curcuma), 樹脂 (Gummilack), 麒麟血 (Drachenblut), Kugellack, 雌黄 (Gummigutte), Saftgrün, その他の液汁染料 (Saftfarben)

(3) 鉱物性

鉛白, 白色スレート (Schieferweiß), 粉状・貝殻状銀 (geschlagen, gemahlen, od. Muschelsilber), 鉛窗陀 (Bleigelb), Kesselbraun, 粉状・貝殻状金, 粉状金属 (geschlagen Metall), 貝殻状金属 (Metall in Muscheln), Mennige, 非蒸溜・蒸溜靑青, 群青, 青糊 (Oel-od. Stärkeblau), Glas- od. Glänzsand, 各色エナメル (Schmelzglas) 等。

47) ebenda, Theil 2, Sp. 1484-88.

第6表

呼称	定 義 ^{1a}	取 扱 商 人
Spezereywaaren	広 { Gewürze Droguereywaaren { Apothekerwaaren Räucherwerk Farbezeuge	Spezereyhändler (卸売) Gewürzkrämer (小売)= (地域により) Apotheker
	中 { Gewürze Apothekerwaaren (aus den Morgenländern)	
	狭 Gewürze (aus den Morgenländern)	Spezereyhändler
	狭 Apothekerwaaren (特定の地域におい て)	
Droguistereyen	広 { Specereyen } zur(m) { Arztney Küche Speise Färben u. d. g.	Droguisten
	中 Specereyen zur(m) { Arztney Färben	
	狭 Apothekerwaaren.	
	狭 Specereyen (trockene u. aufgedörte)	
狭 Specereyen zur Arztney (aus fremden Ländern, abgetrocknete)		
Materialwaaren	広 { Apothekerwaaren Räucherwerk Farbezeug Gewürze	Materialisten } =Droguisten Materialhändler }
	中 { Gewürze Apothekerwaaren	
	狭 Gewürze (特定の地域において)	Materialisten =Spezereyhändler Materialisten =Gewürzhändler
Gewürze	広 Specereyen zur(m) { Arztney Speise Räuchern	Spezereyhändler } (卸売) Droguisten Materialisten Gewürzkrämer (小売)
	狭 Specereyen zur Speise	
Farbe- waaren	広 { Malermaterialien Färbermaterialien	Materialisten Droguisten
	狭 Färbermaterialien	

広, 中, 狭はそれぞれ広義, 中義, 狭義の略

『辞典』で採用する定義はゴシック表示

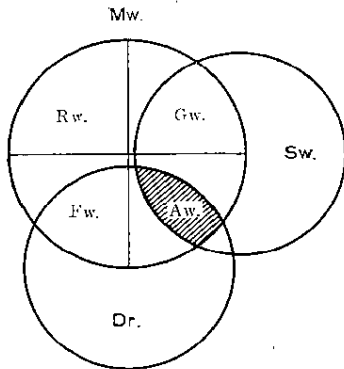
materialien は本来 Materialisten と Droguisten が取り扱う。かれらはその最も多くをアムステルダムから、さらに相当量をハンブルクからも、緑青等のいくつものものはベネツィアからも、茜 (Färberröthe) はプレスラウとリーグニツから、大青とサフラン (wilde Safran) はランゲンザルツェとエアフルトから、その他の我我自身の周辺で入手できる Farbezeuge は、それが生育し、採取されうる場所で仕入れるのを常とする。」

Fw. は必ずしも非ヨーロッパ物産ではないが、最重要の仕入地はアムステルダムという認識が示されていることは、看過できないところである。

以上6の用語について、『辞典』の記述を検討してみたが、いずれも多義的であり、そのため相互に外延が大幅に重なり合っている。これを整理して一覧すると第6表のようになるであろう。また諸範疇の包含関係を『辞典』の定義にしたがって図示してみると、左下図のようになるであろう。

『辞典』の点検を終えるにあたり、ここで次の点を確認しておこう。

- (1) 非ヨーロッパ物産ないし海外物産についての関心の生起。レバントという過度的地域範疇をなお残しながら、通商対象としてのアジア、アフリカ、アメリカという基本的区分の確定。とりわけアジア (Morgenländer) への指向性の強さ。



Gw.: Gewürze
Aw.: Apothekerwaaren
Fw.: Farbewaaren
Rw.: Räucherwerk
Sw.: Specereywaaren
Dr.: Droguistereyen
Mw.: Materialwaaren

- (2) 海外物産に関する類概念としての Kw. はまだ欠けてはいるものの、Aw., Dw., Mw., Sw., Fw., Gw. 等の中分類ないし小分類次元での分類範疇の成立。しかしいずれも多義的であり、部分的に重なり合い、類と種との関係が錯綜している。

- (3) とはいえ左図から、諸範疇の共通因子として Aw. が核心的位置を占めることは、今や明瞭である。Aw.こそ商品範疇連鎖の

端初をなしたものではないのか。近代商品体系形成の胚芽としての Aw. の意義。また、近代商人類型の一つの原型としての Apotheker の意義。

(4) 商品概念と商人概念とが相互規定的か、場合によれば後者が上位に立つ。たとえば Fw. を取り扱うから Droguist と呼ばれるのではなく、むしろ、後者が前者をも取り扱うから前者は Droguistereyen に含まれることになる。Apothekerwaren, すなわち薬種商が取り扱う商品という呼称は、この典型的な例であろう。

(5) 商品概念の規定要素には、用途、原産地、取扱商人等がありうるが、原産地規定はまだ表面化していない。しかしとりわけ薬種の場合は、効力の減退を最小限にいとめるためにどのようにして保存したらよいか、ということが薬種商の最大関心事となり、この関心そのものが概念規定に影響を及ぼす。そして乾燥が一般にもっとも現実的かつ効果的な保存方法となるという経験的認識は、品傷みの早いものの長距離輸送に際しての処理に応用される。すなわち、Aw. 概念から Dr. 概念の生成は、生産と消費の時間的ずれに対する伝統的技法、つまり乾燥と包装が空間的ずれにも転用しえたことを示す⁴⁸⁾。当然のことながら乾燥による軽量化は、輸送貨物の運賃負担力の増大という効果をも発揮する。長距離、したがって長時間輸送によって刻印される大陸間貿易が、商品範疇の規定にもすでに事実上影響力を持ち始めていたのであり、Kw. 範疇の生誕は間近に迫っていたとみることができよう。

48) 保存技術の物流技術への転用例としては、わが国における「乾物」範疇も挙げることができよう。